

伊勢市条例第 号

伊勢市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

伊勢市議会議員政治倫理条例（平成29年伊勢市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（市との契約に関する遵守事項）

第3条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2の趣旨の規定を尊重し、議員、その配偶者若しくは親族（1親等内の血族及び姻族をいう。）又はこれらの者が実質的に経営に携わる法人その他の団体は、市との工事等の請負契約、業務委託契約及び物品購入契約を辞退しなければならない。

第4条第1項中「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

附 則

この条例は、令和3年11月27日から施行する。

（説 明）

これは、議会の公正な運営と市政に対する市民の信頼を確保するため、条例を改正しようとするものである。